

社会福祉法人つよし会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つよし会定款第9条及び第23条に規定する評議員及び理事長、理事並びに監事（以下「役員等」という。）に対する報酬の額について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬は、下記を除き支給しない。

- (1) 理事長が専任かつ常勤の場合の報酬は、年額 4,800,000円とする。
- (2) 評議員、理事、監事が評議員会、理事会に出席した場合並びに監査を実施した場合の報酬の額は、日額 6,000円とする。ただし、職員が役員を兼ね評議員会、理事会に出席した場合はこの規定は適用しない。

(支給の方法)

第3条 理事長を除く評議員、理事、監事の報酬は、評議員会、理事会、監査を実施した時にその都度支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。